住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録基準

面積	各戸の面積
	【平成 18 年 3 月以前に着工された住宅】18 平方メートル以上
	【平成 18 年 4 月以降に着工された住宅】25 平方メートル以上
	(居間、食堂、台所その他の十分な面積の共同利用部分が別にある場合
	は 18 平方メートル以上)
	共同居住型賃貸住宅(シェアハウス)の場合は、告示に定める基準を満
	たすこと。
構造及び設備	消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条
	例の規定に違反しないもの。
	地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条
	例の規定に適合するもの又は準ずるもの。
	原則として、各戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備
	えたもの。
	(共同利用のため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室
	を備えることにより、各居住部分にある場合と同等以上の居住環境が
	確保される場合を除く。)
	共同居住型賃貸住宅(シェアハウス)の場合は、告示に定める基準を満
	たすこと。
住宅確保要配慮	入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲を定める場合、特定の者に
者の範囲	ついて不当に差別的なものでないこと、入居することができる者が著
	しく少数となるものでないこと、その他の住宅確保要配慮者の入居を
	不当に制限しないもの。
家賃その他賃貸	家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないもの。
の条件	
基本方針等との	登録事業の内容が、国の基本方針及び香川県賃貸住宅供給促進計画に
整合	照らして適切なものであること。